

始



特254

406

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 8  
60 1 2 3 4 5

毛蟹

海鮮

水

卷之三十三  
西漢書  
漢書卷之三十三  
西漢書



甲子  
406

## 緒 言

題して屯田の頃と言ふも内容は必ずしも然らず主として兵村財産處理の顛末を記述しあるしかし其記事を熟讀すれば屯田の頃の状態が目前に浮んで來る事と思ふ屯田に關係を有せざる者ても或る程度まで屯田の事蹟を想像するの資料とならう

屯田兵移住四十年は乃ち相内村開基四十年である、我等屯田兵が一家を擧げて此土に移住し無人の野を拓いて今日の相内村の基礎を築き上げた忘れ難き四昔の古へを回想し、其功程が當初の意氣込の半ばにだに達し得なかつたことを心寂しく感じて居ぬ者はあるまい成程茫々たりし原野鬱々たりし森林は見事に研拓されて三千余町歩の美田良市と化して居る、二百の戸數は八百に千二百の人口は五千となりて、今では獨立の村邑となり而も一級町村制を布かれて軀面丈けは良くなつて居るが、内容は末だしである。

此の成績の如きも屯田兵のみの力ではない寧ろ我等と志を同しふした從來の移氏の力が多分に含まれて居る、見方に依つては其力の方が屯田より遙かに多いかも知れぬ、現在我等屯田兵は或は死し或は散じて剩す處僅かに六十余名の存在に過ぎぬ、其後繼者を合して八

十五戸、其支系縁故者を網羅して百七十戸に過ぎぬ、更らに兵員の二三男等の分家したる者を合して一切合切漸く當初の二百戸を保持するばかりだ、生残りの我等兵員は六十路の坂を上下して何れも老境に入り前途幾何もなしである、今更餘勇を驅へて未達成の殘功程に邁進せんとするも夫は不可能で日暮れて途遠しの憾がある。

然らば我等は殘餘の功程を完了する事は絶対に不可能であらうか、否々決して然らずである、我等には何れも多くの子孫がある、我等は程なく地下に入るとしても此子孫をして父祖の義務と屯田氣質を傳承せしめ、彼等の手に依り力によりて當初の目的を完成せしむ可きである、獨り子孫のみではない、我等ご志を等しくして來住した從來の移民乃ち現在村民の大部分に立村の精神を諒解せしめ其協力を求め一致融合積極進取理想郷の實現に邁進せしむる事だ

屯田精神とは何か、一言に之を表現する事は困難だが、當時の指導精神として楣間に掲げ朝夕誦談躬行したる、貴重の資料が現存して居る、乃ち屯田兵の家族教令の全文である、移住以來四十年往時茫々として夢の如き感である中に之のみは忘れやうとして忘れ得ぬ我等が護身の靈符である、而も肝に銘して片時も忘れざる唯一無二のもので全文悉く金科玉條であると思ふ、

啻に過去に於てのみの金科玉條ではない又指導精神でもない現在に當はめても立派な指導精神たるの價值がある。恐らくは將來村氏の指導精神としても結構至極のものであると考へる、過去現在未來三世を通貫して子孫に傳へ子孫の心に生きらせねばならぬ尊い精神上の財産であると思ふ、

茲に於ては我等自ら之を再検討し再認識して熟談観味當時の同志等に現在の村民諸氏と共に協心戰力此精神の普及徹底に勵めたいと考へ其全文を左に掲出する。

昭和十一年六月屯田移住記念ノ日

相内屯田兵會長 河鶴造

## 兵員及家族教令

屯田兵は重き護國の義務を負ひ且つ拓地殖産の任務を擔ふものにして其責任輕からざるは言ふまでもなく世に比類なき政府の保護を受くるものなれば官の規則を嚴重に守るべきは勿論猶此教令に従ひて本務を完ふし其厚き保護の大恩に報ゆることを勧めざるべからず

一、汝等の服する屯田兵役は兵役相續の法ありて獨り兵員の一身に止まらず延ひては子弟にも及ぶものにて屯田兵の一家は取も直さず往昔の武門武士の列に加はりたるに等しければ兵員は勿論家族に至るまで専ら忠節を重じ武勇を尚び廉恥を思ひ志操を堅くし苟にも武門武士たる體面を汚す様の事之れあるべからず

二、汝等の身命は上天皇陛下に捧け奉りしものにして自身の生命にはあらざるなり故に苟くも自己の不養生より疾病を釀し又は不心得より

罪を犯す等の事之れあるへがらず、萬一之れあるときは不忠此上もなければ常に衛生に注意し言行を慎みて身命を大切にせざるべからず

三、汝等は何時如何なる命令あるも直ちに其命令に従はざるべからざるが故に兵員は申すに及ばず家族に至るまで俄かに出戦等に臨みて聊かも差支なき様平常より其萬端の用意を整へ置かざる可らず

四、汝等は當初或る年限の間扶助米鹽菜料の厚き給與を受ると雖其給與の止みたる後は拓地殖産の事業上より得る収益を以て一家の生計立つるものなれば若し其事業にして發達せざるときは一家の生計立たざるに至るへし然るときは縱令軍事上の技倆は如何程人に優れたりとも護國の大任を盡すこと能はざるに至るべければ能々此義を相辨へ一家心を協せて農業を勵まさるべからず

五、兵員は戰時は勿論平時と雖も軍事上の任務を帶ぶるを以て農業にの

み從事するを得ざれば其家族たるものは兵員の力を頼まず互に心を勵み力を協せて開墾耕稼の事に従ひ兵員をして只管兵役の任務を盡さしむる様なさざるべからず

六、上官の命令訓令等は汝等をして忠勇なる軍人たらしめ善良なる兵村民たらしむる基本にして慈愛なる父母の其子女を撫育薰陶すると異ならざれば兵員は勿論家族に至るまで上官は之を父母と心得上官の命令訓達は表裏なく従順に之を守らざる可らず

七、武器は國を守り身を托する軍人の魂として觀るべき大切の品なれば常に叮嚀に手入をなし一定の場所に架け置き兵員の外は父兄たりとも之に手を触るべからず

八、被服は常に一定の場所に差置き兵員より補修洗濯を命じたるときの外は家族は一切之に手を触る可らず就中靴は濫りに用ひ易きを以て軍

事用の外は暫時たりとも決して穿用せざる様精々注意すべし

九、兵村は汝等が墳墓の地と定め子孫繁榮の基を開く場所にして汝等は乃はち其祖先なれば村内の風俗は極めて善良ならしめざる可らず是れ祖先たるものゝ勗むべき義務なれば汝等一人として各其身の行狀を正し父母を大切にして長上を敬ひ老たる者は之を恤り幼なき者は之を導き夫婦和ぎ兄弟互に睦み村友に信を失はざる様心掛け一村としては利害相同じふし緩急相救ひ全村恰かも一家親類に異ならざる如き良風美德を養生する様心掛けざる可らず

十、汝等は萬事質素を旨とし勤儉を守り北海の一弊害たる驕奢の風に感染すべからず萬一にも驕奢の風に感染するときは啻に兵農の本務を完ふする能はざるのみならず汝等の不幸も又甚しければ常に質素儉約を守り驕奢が間敷事之なき様心掛けざるへからず

十一、汝等は新に北海道に移住し親族故舊に乏しきが上に隣保も又同時に移住せしものにして皆同様の有様なれば互に獨立自營の覺悟を爲し他人の助力を頼むべからず因て常に用度を節し金穀を貯へ置きて不時の災害に備ふへし又天災地變等の大なる災害は到底一人一個の力にて之が備へをなす能はざれば全村協同して豫め互救の法を設け置き萬一の時困難せざる様心掛けざるべからず

十二、子弟の風儀は兵村の面目に拘はるのみならざ將來の發達にも關するものなれば子弟の教育には最も重きを置き忠孝の道を重んじ武勇を尙び信儀を守り禮儀を正しふし善良活潑なる人とならしむる様訓誨誘導せざる可らず

十三、葬儀には隣保互に相助くべきは勿論なれども漫りに多人數打寄り飲食等をなし葬家をして不幸の悲哀に加ふるに無用の費用を重ねしむる

が如き不都合之あるべからず又徒らに金錢物品の贈答を爲すが如き虛禮も亦なすべからず葬祭弔禮の要是各自互に嬉戯談笑を慎み起居動作の間にも弔意の顯るゝ様なすものなれば弔意を表はす事を專一とし之より以外の虛禮に陥らざる様心掛けざる可らず

十四、婚嫁其他祝儀には専ら質素を旨とし虛禮虛飾は之を去りて禮儀丈けを正格に執行すべし况や平素は漫りに打寄りて酒宴を催す様のことは毛頭なす可らず

十五、毎月指定の日には説教所に至りて法話を聽聞して益々徳義心を養ひ兼ては全村老幼話合せて親睦を圖る可し

十六、一身一家の利益を圖るは素より大切なれども一身を益するが爲めに害を他人に及ぼし一家を利するが爲めに全村の利益を害するが如きは之れ私利私慾に迷ひたる僻事なれば決して爲す可らず兵村公共の爲め

には一身一家の利益は顧みざる様心掛けさる可らず

十七、博奕は勿論之れに類似の遊戯は如何なる場合如何なる場所に於ても決してなす可らず

十八、心身の健康は萬事の基なれば宜しく衛生に注意し身體衣服は勿論兵家の内外井戸の周圍其他園廁に至るまでも清潔にし且つ溝渠の疏通方を怠る可らず

十九、汝等郷里の風習にも善良なるものあるべく又善良ならざるものも之れあるべしと雖久しく耳目に慣るゝものは容易に其善惡を識り別け難きものなれば郷里の風習にして此の教令に違ふものは之を捨て違はざるものには之を維持する様努む可し

二十、兵員家族にして一人たりとも此教令に違ひ不都合の言行あるときは獨り其者一身一家の名譽利害に拘るのみならず延ひて兵村全體の名譽

利害に關すれば一家内は申すに及ばず他人に於ても其之れあるを知りたる時は密かに其本人に訓誨忠告をなし速かに改むる様互に相勗むべし若し訓誨忠告再三に及ぶも尙悛めざるときは上官に申出で何分の所置を仰ぐべし

右教令の件々堅く相守るべきものとす

明治三十一年五月 日

屯田歩兵第四大隊

明治三十六年三月三十一日を以て、現役を了えた我等屯田兵が、過去六ヶ年間に嘗め盡した幾多の苦心艱難之を克服した精神力、二十余府縣から集つた言語風俗を異する、新隣保との融合同化は何に依つて得たか、言ふまでもなく前掲の屯田兵、及家族教令の力らである、之れを敢行して實踐誘導した時の隊付幹部の熱誠である、之に鍛へられた尊き體験こそ纏て、堅忍不拔、質實儉素、勤勉力行の美風となつたのである、之を稱して屯田魂と言ふも敢て溢美ではあるまい

而して此魂の試練は餘りにも早く來つた、夫れは後備偏入後僅かに一年、明治三十七八年の日露戰役であつた

當時漸く開拓の業緒に就きたるばかりで、其道難の半ばにも達せず、生活の低きこと驚く計りで、文學通りの疎衣麤食であつて、最近數年の凶作中罹災民の攝つた食糧より、迥かに數段の下位にあつたけれども我等は届しない、否我等は平然として之れに堪へ、只管耕耘の業に努めて理想郷建設に、邁進せんとする矢先突如として、戰役勃發我等悉く充員召集の命を受けた

けれども我等に動じなかつた、決然として郷里を辭した、二百戸の村から二百人の出征で

ある見送るものも萬歳を稱ふるものも、自己の家族のみで他に一人もない、今三十余年前の當時を想起して、洵に感激無量で寧ろ悽愴の氣がする、しかし我等は教令の劈頭に大書された、所謂武門武士の名譽にかけて、女々しい行動は絶対になさなかつた、受命の日家を忘れ出門の日、親を忘れ戰場に立つに及んでは、身命を忘れて涯分の働きをした

此役に於て戰友中九名の犠牲者と、四名の不具廢疾者を出した、外負傷者十數名を出したが、平和克服凱旋の日は何れも、叙勳の恩命を受けて全村帶動者たるの、光榮に輝いたのであつた

一方遣された家族は如何、流石に彼の教令に陶冶された、効果を事實の上に顯現して、呉れた一家の柱石を戰場に送つた、彼等は決死の覺悟で農事を替んだ、婦女先頭に立つて馬を使へば、白頭の老翁鋤鎌を揮つて之れと競ふと言ふ、涙ぐましい活動を見せた、一家融合一郷協力完全に銃後を守り得て、微動だもせなかつたのであつた、死を覺悟して出征したし、我等が武運に恵まれて凱旋するに當り、一番に懸念し夢に畫ひた想像は、荒果たであらふ田野であつた、然るに想像とは全然反對で、我等の出征前よりは却つて、立派な農村になり開墾の業も、一步を進めて居た

我等は泣ひて家族に感謝した、家族も泣ひて喜んで呉れた、此當時の光景は今尙腦裏に焼付いて離れない、恐らく一生を通じて、忘れ得ないことであらふ

我等は形而下に見て四十年間の業績は、決して十分でない寧ろ大いに遺憾な点がある、夫れに不拘非常に愉快な事實がある、そは形而上の功果である即ち、精神的のものであつて今に至るも立村當初兵員及家族教令に依りて、培かはれ養はれた、質實剛健な屯田氣質が存續されて居ることである、我相内村が北見稀有の小村であるにかゝわらず、逸早く一般町村制を布かれた事實に見ても、明瞭である一村融合和衷協同致々として、村勢の進展に努め過去數次の灾害に遭ふも、動せず驕かす之れが克服に、邁進しつゝ其振興に力めて居る實情は、雄辯に此氣風を物語つて、居るものと言へよう

我等屯田兵の個人としての現状は、甚だ香ばしくない末路を辿りつゝあるものも相當にある零落して困窮に泣くもの、離散して其影を止めぬものも有る、だが兵村としては特筆大書すべき大功績がある而も只一つある、夫れは當時の公有財産の處理である、北海道に屯田兵村多し北見のみにて五村を數へた、而して此五ヶ村中唯一無二なりとするのみか全道兵村中に在りても、極めて稀有であると自信する、今之れを左に述べて見やう

明治三十六年後備役偏入後、兵村公有財産は如何なる變遷を迎へ、保管され利用されたか他町村では色々な美名の下に、影を失なつたものもあれば、其大部分を喪失して僅かに形骸を残して居るものゝ多き中に、我相内のみは絶対に之を尊重し、之を保持して久しきに及んだ、だが管理方法のみは依然として、舊態に依り來つた

大正十年野付牛より分離して、獨立の村邑となり昭和四年昇格して、一級村となりしも其重なる力らは、此財産を村の背景としたからであつた、茲に於てか此管理利用の方法も亦改善を要するに至つた

法に依る管理者は村長であつて、之に參與する區會議員が六名であるが、長い間の懨力で料金の更正其他、適切でない憾みがあり土功組合設立後は、其負擔で收支の均衡が破れ却つて、赤字をさえ見るに至つた、所謂寶の持腐れと言ふべき、狀態をさえ呈するに及んだ二十年間兵役の義務を擔ふて得た財産が、如此状態に晒されたのを見るに及んでは、到底井等屯田兵は之を座視するに忍びない、即ち同志の蹶起となり、團結の力は屯田會の設立となりて現はれ來つた、

市田會の成立は實に昭和二年三月であつた、即ち元一二三の各兵村區隊から、六名づゝ

十八名の代表委員を選出して、初めて其陣容を整へたのであつた、其委員の氏名次の通りである

第一區より選出されたるもの

森 谷 傳 吉 嶋 次 作 橋 井 清 七

渡 邊 忠 之 助 作 田 乙 松 加 納 興 作

第二區よりの選出者

秋 葉 新 三 郎 杉 本 元 三 郎 大 江 長 吉

西 木 戸 三 次 郎 林 保 衛 河 原 鶴 造

第三區よりの選出者

小 中 玉 吉 村 田 八 次 郎 脇 文 吉

妻 鳥 宇 平 小 口 長 太 郎 森 谷 七 五 三

以上十八名の中から會長、副會長の互選を行なつた結果、會長には河原鶴造副會長には林保衛が當つたが幾種も、なく林副會長之を辭して住所を轉し、森谷傳吉が後を襲つて副會長となつた、會の活動は此に於て開始され來つた、乃ち表面の機關たる管理者、區會の黒

幕となり推進力となりて、此財產處理に對しての根本方針を樹立した、第一には財產を擧げて村に移穰するの大策であり、第二には此の財產穫得に絶大の功績ある、當時の屯田兵百九十九人に對する功勞表彰であつた、而して臨機の處置としては低廉に過ぎて却つて、種々の弊害を醸せる貨貸料の更正であつた、而して此更正は間もなく行はれ、初めて收支の均衡が得らるゝに至つた、我等は進んで根本方針たる土地の移穰斷行に向つた、而も之か斷行には第二の屯田兵の功勞表彰が先決問題であつて、而も之が認可を得るには極めて困難な事情があつた、何しろ全道に殆んど前例のない程の問題であつたからである、我等は確固不拔の覺悟と信念を以て、監督官である時の網走支廳長に對して、請願の第一障を送つた、之が陳情其他万遺算なきを期した、懸命の努力は申までもあるまい、今其請願書を左に掲出する

## 相内屯田兵村區有財產處分ノ儀ニ付請願

我ガ相内兵村區有財產ハ明治三十、三十一ノ兩年次ニ亘ル屯田兵村創始ニ際シ屯田兵土地給與令ニヨリ屯田兵一戸ニ對シ約五町歩ノ割合ヲ以テ屯田兵村ニ賜リタル公有財產ニシテ、屯田兵條例廢止後明治三十九年七月六日内務省令ヲ以テ當該兵村ニ交付セラレタルモノニカカリ公有財產時代ヨリ今日ニ至ル三十餘年間該財產ヨリ生シタル收益ハ舉ゲテ村公有ノ用ニ供シ學校ノ改築増築土木其他ノ事業ニ獻ゲ村ノ爲ニ貢献シタルコト極メテ多ク我ガ小學校基本財產ノ如キ現金三萬余圓土地百參拾八町歩評價格約六萬餘圓合計拾萬圓ニ垂ントスル豊富ナル財產ヲ所有スルガ如キモ我等屯田兵ガ曾ツテ金穀ヲ積立テ該公有財產ノ一部ヲ委讓シタルモノニ他ナラズ現ニ相内尋常高等小學校改築費六萬余圓ノ豫算ノ如キモ是又同財產ノ寄附ニ依ルコト、相成居ルガ如キ其ノ村ニ恩澤ヲ光被セルコ

ト絶大ナルハ村内一般ノ普ク認識感謝スル處ニ有之候

而シテ尙現在保有スルトコロノ土地、九百二十町六段歩此價格三十六萬二千余圓ニ上ルハ別表ノ通ニ有之候、今ヤ我ガ村情ハ隆々發展ノ一途ヲ辿リ益々結束ヲ堅フシテ、村民一致和協融合愈々村勢ノ充實ヲ必要トスルニ不拘從來ノ管理法ニ依レバ、村内別ニ村ヲ立ツルノ嫌アリ從ツテ取扱方法複雜ニシテ、幾多改善ヲ要スル点有之若シ夫レ他ノ村有財產ニ併合シ經營宜敷ヲ得ルニ於テハ、年ヲ經ズシテ收益倍加ミ村民ノ負擔ヲ遞減シ村財政上裨益スル處多カルベキハ、論ヲ俟タザル處ニ有之候而モ同財產タルヤ三十余年前屯田兵ガ祖先墳墓ノ土地ヲ棄テ邦家ノ爲メ末開ノ富源ヲ拓キ併テ自己ノ新運命ヲ カントシテ、獲タル唯一無二ノ代償ニシテ是ガ爲メニ二十年間兵役ノ義務ヲ負担シ、遠ク滿韓ノ野ニ征戰ニ從ヒ劍雷彈雨ノ中ニ曝露シ、戰友中幾多ノ戰死傷病者ヲ出シタル尊

キ汗血ノ記念的財産ニ有之候

叙上ノ如ク由緒思出共ニ深キ寶物的財産ナルガ故ニ、從來ヨリ度々村委讓ノ議アリタルニ不拘、荏苒決セズ今日ニ及ビタルハ又止ムヲ得サル次第ニ有之シモ遂年屯田ノ古老或ハ死シ、或ハ散ジ然ラザルモノモ又漸ク老境ニ入りテ又前途ノ長キヲ期待シ能ハサルヲ惟ヒ今ニ於テ斷乎タル處置ニ出デ之ヲ舉テ、村ニ歸屬セシメ屯田ノ犠牲的功績ヲ永遠ニ遺サンコトヲ思ヒ一昨昭和二年以來、村在住屯田兵及其後繼者ヲ以テ相内屯田兵村會ヲ組織シ、之ガ實行ヲ企劃スルニ至リタル次第ニ有之候

而シテ本村ヤ近キ將來ニ於テ、一級町村制ヲ布カル、ヤノ機運ニアルヲ以テ此機會ニ於テ之ヲ決行スルハ、極メテ有意義ニシテ且ツ時宜ヲ得タルコト、信ジ居候モ思フテ、前述屯田兵ノ苦心ト功勞トニ想到スルトキハ理論ハ兎モ角トシテ之ヲ慰安シ之ヲ表彰スルコトハ情誼上又當然ノ舉

措タルノミナラズ殘存セル我等屯田兵トシテ該財產獲得當時ノ戰友及遺族等ニ對シ、必然ノ義務ナルベキカト信ジ居候

仍而此機會ニ於テ學校建築費トシテ、寄附賣却スル土地ト共ニ、此財產ノ内土地價格凡ソ四萬圓ニ該當スルモノヲ、屯田區會ニ於テ各關係者ニ特賣シ、之ガ表彰ノ資ニ充テ其他ノ財產ヲ舉ケテ、村ニ寄附委讓セントスル希望ニ有之候

右御認容速力ニ希望實現スル様、特ニ御詮議相成度此段及請願候也

昭和四年二月十八日

屯田會の設立から右の請願書を提出するまで、二年其間着々陣容を整へて、屢次の折衝を経た事は言ふまでもなく爾來幾度か委員の集合情報の交換対策の協議、更に請願と陳情を繰返し持久戰術により心捧強ひ運動を續けて來た、一方監督官憲に於ても漸く此請願に動かされて、財産の質及量既往の貢献屯田兵の功勞等に對して、調査と研究に努められた結果、大に同情すべき点ありと認められ、昭和六年に至り漸く認可の内意を示さるゝに至り、始めて解决の曙光を見るを得た要する我等の誠意と熱心を買はれ、且つ正しき理由あることを公認された譯である、而して最後の決を與ゆる資料として、同財產に對する詳細且具体的な書類の提出を命ぜられた、此書類こそ我等が希望を達するか否かを決定する重大な運命を藏するものであつた、今之を熟讀玩味すれば我等屯田兵の氣持を言盡して餘蕪かないと思ふ左に之を掲出する

### 相 内 區 有 財 产 ノ 大 要

曩ニ相内屯田兵員ヲ代表スル屯田會長ヨリ差出シタル、陳情書並ニ屯田兵村區會ノ決議ニヨル、當該區有財產管理者相内村長ヨリ提出シタル屯田兵表彰ニ關スル、認可申請ノ件ニ對シ、茲ニ屯田兵村區有財產ノ緣故ヲ叙ス

一、我ガ相内屯田兵村ハ友村タル端野、野付牛町ト同ジク自今三十五年前即チ、明治三十年全三十一年ノ兩年次ニ互リ、内地二十六縣ヨリ戸數百九十九戸ヲ移住セシメ、兵農ノ重任ニ當ラシメタルモノニシテ、一面拓荒殖產我村ノ開基ヲナスト共ニ、軍事ヨリ見テハ曠古ノ大戰日露ノ役ニ從軍シ、滿韓ノ野ニ外征シテ武勳ヲ樹テ或ハ斃レ、或ハ傷キ以テ報國ノ誠ヲ致セリ、而シテ凱旋後ハ專ラ農業ニ役頭シ現在ニ至ルマデ村ノ中心勢力トシテ、自治產業ニ努力シ居リ、我ガ

村ヲシテ北見ニ於テ類ヒ少ナキ一級町村ノ一トシテ、村基ノ確立ヲ見ルニ至リタルハ、彼等屯田兵ノ功績並ニ其屯田區有財產ニ負フ處頗ル多キハ極メテ明瞭ナル事實ナリトス

二、現在ノ屯田區有財產ハ始メ屯田兵村公有財產ト稱シ、屯田兵土地給與規則第二條ニ依リ、一戸凡ソ一萬五千坪ノ割合ヲ以テ、我屯田兵村ニ給リタル特殊ノ財產ニシテ、其後屯田兵制ノ廢止ニヨリ明治三十九年七月六日内務省令第九號ノ發布ヲ以テ、當該兵村部落ノ有ニ歸屬シ其監督權ハ、第七師團長ヨリ北海道廳長官ニ移リ管理權ハ其町村長ニ而シテ管理者ハ兵村區會ノ決議ニ依リ、事務ヲ執行スルコト、ナレリ、今彼等屯田兵ノ三十餘年來村ノ發展上努力シタル、直接間接ノ功績ヲ概叙スレバ左ノ如シ

### 三、分村獨立前ニ於ケル教育上ノ功績

屯田兵村移住ノ當初其給與規則ニヨリ、我相内兵村ニ對シ建坪一百三坪ノ小學校一棟（教室二）ヲ給與サレ附スルニ貳百圓ノ維持費ヲ以テセラル、之レ現相内尋常高等小學校ノ前身ナリ、開校明治三十二年十一月二十九日、當時ノ收容兒童數百九名ニ過ギズ、全三十四年三月校舍狹溢ヲ告げ更ニ二教室五十三坪ヲ増築、其費用ハ凡テ屯田兵ノ負担シタルモノナリ

從是先學校ノ開設前兒童教育ノ一日モ忽ニス可カラサルヲ思ヒ三十一年九月屯田兵ノ奉仕ニヨル、仮教授所ヲ開設シ以テ學校建設ヲ待チシガ幾何モナク火ヲ失シ再ビ是ヲ建築スル等屯田ノ心勞名狀スベカラサルモノアリタリ明治三十四年前記增築ト同時ニ等シク屯田兵ノ負担ニヨリ、御眞影奉置所ヲ新築シ同年五月、御眞影ノ下賜ヲ受ケタリ同年學級ヲ增加シテ高等科ヲ併置ス、而シテ教育費ノ

如キモ全部兵村ノ負担スル處タリ、同三十八年一月不幸火ヲ失シテ  
校舍校具ヲ擧ゲテ灰燼ニ飯シタルヲ以テ、直チニ仮校舎ヲ設ケテ徐  
ロニ學校再建ノ計ヲナス、當時行政區域ハ野付牛町ニ屬シタルモノ、  
何等町村費ノ支辨ヲ受ケズ悉ク屯田區有財產ヲ以テ、其財源ニ充テ  
同四十年工ヲ起シ翌四十一年十二月竣工シテ、新校舎ニ移ル建築物  
及其費用ノ概要左ノ如シ

一、校舎總坪數 百九十六坪  
二、運動場一棟 六十五坪

此工費約壹萬圓ヲ要シタリ

其後累計兒童數ヲ增加シ収容不能トナリタルヲ以テ、大正七年更ニ  
増築ノ議ヲ定メ同年八月起工、同十二月竣工ヲ見タリ工事ノ概要左  
ノ如シ

一、教室 三、此坪數六十坪

二、便所、廊下、玄關ヲ合シテ六十五坪

外ニ校長住宅ノ増築八坪、此工費總額金六千余圓ニ及ビ前記數次ノ  
増、改築ヲ積算スルトキハ概算額優ニ貳萬圓ヲ超ユ

#### 四、學校基本財產ノ造成

現在ニ於ケル相内尋常高等小學校基本財產ハ、總額實ニ拾萬圓ニ及  
ブ内容次ノ如シ

一、土地百三十七町二反步、此見積價格六萬餘圓、積立現金四萬圓  
右ノ財產タルヤ悉ク皆屯田兵ガ移住以來ノ汗血ニ外ナラズ、初ハ給  
與令ニヨリ給付サレタル一時金貳百圓ヲ基礎トシテ、月々彼等ガ給  
與ヲ受ケタル、扶助米鹽菜料ノ一部ヲ積立タルモノ、仍チ各自老幼  
ノ糊口ヲ割キテ、子弟教育ノ基金ニ充テタルモノヲ主トシ、土地ハ

明治四十二年中彼等ガ兵役義務ノ代償トシテ得タル、區有財產ノ一部ヲ委譲シタルモノニシテ、等シク皆彼等ガ結晶、茲ニ積リテ如上ノ財產トナリタルモノニシテ、今ヤ有力ナル村勢發展ノ基幹トナルニ至レリ、而シテ向後幾年其悉クガ水田トナリテ、之ガ貸付料今日ニ倍スルノ時ル思ハバ、此財產ガ村財政ニ寄與スルコト、將來更ニ大ナルベキハ又言ヲ要セズ

### 五、公共事業ノ概要

橋梁治水重ナル號線道路其他ニ就テ、過去數十年間ニ亘リ彼等屯田兵ノ努力若シクハ、資財ニ依リ貢獻シタル事蹟ハ茲ニ枚舉スルニ遑アラズト雖モ、殊ニ其代表的ナルモノトシテハ、舊灌漑溝堀鑿ノ如キ又其一ナルベシ、今ヨリ三十年前ノ北見ニアリテ、水田ヲ獎勵シタル時ノ屯田大隊長三輪光儀氏ハ、氣候風土、上川地方ニ大差ナキ

チ以テ水稻ノ耕作不可能ニ非ラズト斷ジ、屯田全隊ニ號令シテ一大灌漑溝ノ堀鑿ヲ企圖シ、現役掉尾ノ共同事業トシテ、明治三十四年春路線ヲ測定シ、同三十五年九月ヲ以テ工ヲ起サシム、西ハ現留邊蘂町東端ヨリ東ハ端野村ニ至ル延長實ニ八里半、大隊長自ラ之ヲ董督シ中隊長其中隊ニ屬スル全兵員ヲ指揮シテ、方面ノ事ヲ担当シ隊付士官現場ニ立ツテ、兵員ヲ鼓舞シ寢食ヲ忘レテ、狂奔激勵ス時已ニ沕寒天白地凍リテ稜々タル朔風膚ヲ劈クノ候ニ入ルモ、各員更ニ屈セズ營々トシテ、幾尺ノ積雪ヲ排シテ石ノ如ク凍結セル凝土ヲ堀ル、末明ニ出テ、粉々タル吹雪裡ニ作業シ、終日息マズ不撓不倦絶大ノ勇氣ヲ振起シ、日子ヲ費スコト四ヶ月十二月未ニ於テ漸ク其大部分ヲ竣工セリ、爾後水稻教師ノ招聘種子ノ選擇其他ニ努力シ、幾度力失敗シテ屈セズ大正五年頃ニ至リ漸ク、水稻ノ確實性ヲ認ムル

ニ至リ期セズシテ、水田熱勃興シ此灌漑溝ニヨリ供水シ得ル、地積漸ク擴大シ大正十五年ニ至リテハ、面積四百町歩ノ造田ヲ見ルニ至レリ、而シテ同年遂ニ相内屯田土功組合ノ設立ヲ見、新タニ灌漑溝ノ堀鑿ヲ見ルニ至リ、從來ノ溝路ハ土功組合ニ無償移讓サレ、事實上ノ第二幹線トシテ重用サレツ、アリ、此ノ偉績ニ對シテハ特筆大書ニ價ヒスルモノト言ヲ得ベシ

## 六、軍事上ノ功績

移住以來明治三十六年三月現役滿期ニ至ル、六年間ハ兵農兩全ヲ期スル爲メ、兵員ハ主トシテ軍事教育ヲ受ケ、家族ハ専ラ荒蕪ヲ拓キ協力一致村ノ開發ニ資セシガ、後備役編入ノ頃ヨリ日露ノ國交漸ク紛糾ヲ加ヘ來リ、遂ニ翌年二月開戦ヲ見ルニ至レリ、而シテ屯田兵員ハ既ニ大ヒニ期スル處アリ、後顧ノ虞ヒヲ減ジ家族ヲシテ不及的

悲慘ノ度ヲ少ナカラシメントシテ、孜々トシテ耕稼ニ專念シ徐ムロニ時期ノ到來ヲ俟テリ、果然八月四日第七師團ニ動員令下リ充員召集ノ命ヲ受ケタリ、茲ニ於テカ全村ノ兵員鍬ヲ投ジテ起チ奮ツテ征途ニ上レリ、而シテ戰地ニアルコト一年有半、其サニ辛酸ヲ嘗メテ各地ニ轉戰奮闘シ平和克服後、三十八年末ヨリ全三十九年三月ノ間ニ於テ、戰友九名ノ遺骨ヲ奉ジ廢疾戰傷十數名ノ同僚ヲ擁シテ、凱旋歸郷スルコトヲ得タリ

而モ日露戰役ハ兵村ノ開基ヨリ僅カニ七年、或ハ六年現役ヲ了リテヨリ漸ク、一年農村ノ基礎末ダ確立セザルトキニ於テ、勃發シ一家ノ柱石タル全戸主ノ出征ヲ見タルガ爲メ、殘ルハ老幼婦女子殆ンド一人ノ壯者ナク、村ノ前途頗ル憂慮サレシガ非常時ニハ却ツテ、非常ノ奮發力ヲ發揮セシメ各戸競ツテ、業務ニ精勵シ古稀ノ老夫自ラ

斧鉄ヲ執リテ伐開ノ先頭ニ立チ婦女鋤犁ヲ使ヒ力ヲ合セテ、耕耘ニ  
昂メ相倚リ相扶ケテ勞苦ヲ厭ハザリシ結果、村民離散ノ悲慘事ヲ現  
出セズシテ、非常時ニ堪ヘシモ其辛苦ノ蹟ニ至ツテハ、頗ル同情ト  
嘆賞ニ值ヒスルモノアリ

### 七、分村後ノ貢献

明治三十年六月端野、野付牛、相内ニ三分シテ等シク荒寥タル無人  
ノ境地ニ入り、志ヲ同フシ力ヲ一ニシテ、一心同體地方ノ開發ニ盡  
碎スルコト二十余年努力大ヒニ酬ヒラレテ、各志ヲ成スニ至リ中央  
野付牛ハ、北見產業ノ樞軸トシテ商工業ノ勃興著シク、都市的施設  
ヲ要スルモノ漸ク多ク、我等ハ純然タル農村トシテ、屯田以來ノ傳  
統ヲ守リ健實ナル村基ヲ確立スルノ運命ヲ自覺シ、爰ニ岐レテ各獨  
立ノ町村ヲ營ムコト、ナリ、大正十年四月一日北海道二級町村制ヲ

布カル、ニ至レリ、村ノ面積八方里五分、分村當時ノ人口三千七百六  
十八人、而シテ昭和五年十月國勢調査ノ結果、人口實ニ五千百人乃  
チ一方里抱有人口六百人ノ密度ヲ算シ、之ヲ村面積戸口ヨリ見ル時  
ハ管内ノ最小村ニ似タリト雖モ、戸口分布ノ状態ヨリ言フトキハ、  
大市街ヲ有スルモノヲ別トシテ、純然タル農村トシテハ、敢テ第二  
流ニ下ラズ分村後僅カニ八年ニシテ、先進町村ヲ超ヘテ一級村ニ列  
スルニ至レリ、屯田ノ功勞亦大ナリト言フヲ妨ゲズ、之ヲ村政ノ一  
角度ヨリ見テ村議選出ノ振合ヲ敍フレバ次ノ如シ

|            |             |        |
|------------|-------------|--------|
| 第一期 定員十二名中 | 屯田兵及其系統者十一名 | 其他ノ者一名 |
| 第二期 定員十二名中 | 全           | 十名 全   |
| 第三期 定員十二名中 | 全           | 二名     |
| 第四期 定員十名中  | 全           | 八名 全   |

第五期 定員十二名中 全十名 全二名

第五期ハ乃チ現在ニシテ我相内村ニ於ケル、元屯田兵ノ地位ガ如何ニ重要ニシテ、且ツ如何ニ村事百般ニ貢献シタル力ハ、此一事ヲ以テシテモ窺見シ得ル處、從ツテ彼等ガ義務ノ代償トシテ、獲得シタル土地即チ屯田區有財產ガ、村ヲ飾ル背景タルノミナラズ、重ナル村勢推進ノ原動力トシテ、内外ヨリ認識セラレタルカ、而シテ啻ニ過去、現在ノ功績タルニ止マラズ、將來ニ及ボス其恩惠ノ絶大ナルカヲ立證シテ、餘リアルベキハ茲ニ具述スルマ、デモナク極メテ明瞭ノ事實ナリトス

今大正十年分村以降ノモノノミニ付キ、屯田區有財產ヨリ村事公共ノ爲メニ投ジタル金員ヲ概記スレバ左ノ如シ

記

| 年 次    | 金額     | 摘要           | 要 |
|--------|--------|--------------|---|
| 大正十一年度 | 一、〇〇〇圓 | 役場事務費ノ内ヘ寄附   |   |
| 全      | 三六〇圓   | 道路修繕費ノ内ヘ寄附   |   |
| 全十一年度  | 五〇〇圓   | 上相内教授場建築費ヘ寄附 |   |
| 全      | 五〇〇圓   | 電話電信設置費ヘ寄附   |   |
| 全      | 六〇圓    | 村在郷分會事業費ヘ寄附  |   |
| 全      | 一〇〇圓   | 公衆俱樂部建築費ヘ寄附  |   |
| 全      | 九五〇圓   | 役場事務費ノ内ヘ寄附   |   |
| 全      | 二〇〇圓   | 墓地道路修繕費ヘ寄附   |   |
| 全      | 六〇圓    | 仁頃道路修繕費ヘ寄附   |   |
| 全      | 四三〇圓   | 舊灌漑溝修繕費ヘ寄附   |   |
| 全      | 一二〇圓   | 第一教授場修繕費ヘ寄附  |   |

|         |            |                        |
|---------|------------|------------------------|
| 全       | 一、〇〇〇圓     | 役場事務費ノ内へ寄附             |
| 全十三年度   | 九五〇圓       | 同 上                    |
| 全       | 六〇〇圓       | 土地四反二畝十四步<br>村道敷地トシテ寄附 |
| 全       | 一、三〇〇圓     | 仁頃道路修繕費へ寄附             |
| 全       | 六四〇圓       | 忠魂碑建設費へ寄附              |
| 全       | 一、三〇〇圓     | 灌溉溝修繕費へ寄附              |
| 全       | 六四〇圓       | 放水路堀鑿費へ寄附              |
| 全十五年度   | 一、〇〇〇圓     | 役場事務費へ寄附               |
| 全       | 一、一〇〇圓     | 開基三十年紀念事業費へ寄附          |
| 全昭和二年年度 | (土地八畝十一歩)  | ケトベツ道路敷地トシテ寄附          |
| 全       | 一、五〇〇圓     | 開基三十年紀念事業費へ寄附          |
| 全       | 一、〇〇〇圓     | 役場事務費へ寄附               |
| 全       | 上          |                        |
| 全       | 一、〇〇〇圓     | 相内尋常高等小學校建築費へ寄附        |
| 全三年度    | 八、七三七圓     | 役場事務費へ寄附               |
| 全四年度    | 一、〇〇〇圓     | 役場事務費へ寄附               |
| 全五年度    | 一、〇〇〇圓     | 役場事務費へ寄附               |
| 全       | 一、七五圓      | 學校敷地買收費へ寄附             |
| 全       | 一、二〇四圓     | 全敷地々均費へ寄附              |
| 全       | 八二七圓       | 全設計費へ寄附                |
| 全       | 三七、六二九圓    | 全建築費へ寄附                |
| 全       | 七、七四一圓     | 上                      |
| 計金 土地   | 七萬九千三百四十三圓 | 五反〇貳拾五步                |

右ハ即チ大正十年分村以來十ヶ年間ニ於ケル、屯田區有財產ガ村事ニ貢献シタル數字ニシテ、近クハ子孫教育ノ爲メニ美田ヲ賣リテ、學校建築費ニ投ジタル約六萬金ヲ主トシ、開基ノ蹟ヲ永遠ニ記念スベキ、開基三十年ノ記念事業ノ建碑、並ニ村誌ノ編纂或ハ忠魂碑ノ建設ニ至ルマデ、殆ンド同財產ノ恩惠ニ依ラザルナク、之ニ加フルニ前ニ界絞セル分村前二十五ヶ年ニ於ケル犠牲的負担並ニ學校基本財產等ヲ合算累計スルトキハ、其貢献シタル金額ノ如何ニ巨額ニ上ルベキカハ、言ヲ要セサルトコロナリ

#### 八、現在ノ區有財產

當初給與ヲ受ケタル土地ノ總面積ハ、一千二百八十町歩ニシテ、此內相内校基本財產、溉灌溝敷地道路敷地並ニ學校建築費ニ、充當スル爲メ及鐵道用地トシテ、賣却シタルモノヲ合シ、約四百七十二町

步ヲ扣除シタル現存殘地ノ内譯左ノ如シ

- |         |                |
|---------|----------------|
| 一、水 田   | 反別七十一町七反六畝二十四步 |
| 一、烟 畑   | 全二百四十町九反八畝步    |
| 一、原 野   | 反別百九十四町七反二步    |
| 一、山 林   | 全三百七十六町八反七畝十九步 |
| 一、保 安 林 | 全二十一町三反八畝五步    |

計 八百五町七反二十一步

此概算見積價格優ニ參拾五萬圓ニ上ルベシ（保安林除外）

即チ受給以來三十五年間末ダ曾ツテ、公益以外一步ト雖モ土地ヲ喪ハズ、一錢ト難モ之ヲ費サズ經營慘憺克ク之ヲ持續シ來リタル我村屯田兵ノ苦衷、而シテ其収益ト財產ヲ公益ニ投ジテ惜マザルノミカ尙ホ且ツ足レリトセズシテ、殘餘ヲ村ニ移讓シ其恩徳ヲ將來ニ及ボ

サントナシツ・アル彼等ノ義氣慈心ニ至リテハ、村内一般ノ深ク認識シ厚ク感謝スル處、之ヲ附近某々兵村等ノ同一財産ガ、何レモ既ニ雲散霧消シテ、剩ス處ナキ狀態ナルニ對照シテ、洵ニ賞讃ニ值ヒスペキ事實ナリトス

### 九、屯田區會及村會ノ意嚮

前記屯田區有財產ヲ將來如何ニ處理セバ、最モ理想的ナルベキ力ハ過去十年來考慮シ熟考シ來リタル問題、而シテ到達シタル結論ハ、曩ニ屯田兵村會長ヨリ差出シタル、陳情書並ニ區會ノ決議ニ由ル管理者提出ノ屯田兵表彰ニ關スル認可申請書ナリトス

即チ同財產獲得ノ功勞、延ヒテ三十有余年間公益ニ盡シタル、功績ヲ考量スルト共ニ彼等屯田兵ガ、滿二十ヶ年間兵役ノ義務ヲ負ヒ無人ノ境ニ入りテ、北見開發ノ先驅者トナリ或ハ滿韓ノ野ニ轉戰シテ

鉄火ヲ浴ビ、白刃ヲ踏ンデ生死ノ巷ニ出入シ、血ト汗ノ代償トシテ獲タル財產ナルヲ思ヒ、而シテ現存財產ノ大部分ヲ村ニ移讓シテ、今後ノ村財政ニ寄與セントスル誠意ニ鑑ミ、而シテ之ノ財產ニ對スル將來ノ管理施設經營共ニ宜敷ヲ得テ、村基ヲ培養シ堅實ノ發展ヲ庶幾スル所以ニ於テ、一日モ早ク本問題ヲ解決シ、表彰スベキハ表彰シ、委讓スベキハ委讓シ彼等ヲ慰安シ、彼等ノ崇高ナル公共心ヲシテ有終ノ美ヲ濟サシムルニ如カズト信ズ

一物ヲモ遺サス一事ヲモ遂ゲズト雖モ、其先覺者トナリ或ハ先驅者トナリ、間接ニテモ村ノ開發ニ功勞アリト認ムベキモノニハ、其功劳ヲ錄シテ之ヲ表彰スルハ當然ノ事ニ屬ス、況ヤ我村屯田兵ノ如キ名實共ニ村開發ノ大功績アルノミカ、尙ホ日ツ巨額ノ財產ヲ遺シ、後世ニ其恩惠ヲ垂レントスルモノニ於テ、彼等ガ遺產ノ一小部分ヲ

以テ之ヲ表彰スル決シテ不合理ナリト思惟スルヲ得ズ、寧口其功勞ニ對シテ其表彰程度ノ餘リニ薄キニ過グルモノナリト思料セラル

## 二、屯田兵ノ現狀

三十五年以前年齢十八歳ヨリ、二十五歳何レモ紅顔ノ少年ニアラザレバ、血氣ノ青年雄々シク家族ヲ卒ヒ、祖先累代ノ墳墓ヲ捨テ朔北無人ノ地ニ渡航シタル當年ノ意氣、今ヤ漸ク衰ヘテ少ナキモ五十歳ヲ超ヘ、多キハ六十歳ノ老境ニ入りテ、又往年ノ氣力ヲ見ル能ハズ而シテ當初百九十九名ノ兵員或ハ死シ、或ハ散シテ漸次其數ヲ減ジタルノミカ、運命ニ恵マレズシテ悲慘ノ生活ニ泣クモノ亦少ナカラズ、最近ニ至リテ年々老病死者相亞ギ、著シク其數ヲ減ジ健康者ト雖モ、前途剩ス處甚ダ長カラズ、現ニ昨年六月十日野付牛町ニ於テ舉行シタル、三町村合同屯田移住三十五年式典ニ見ルモ、集マルモ

ノ三分ノ一ニ充タズ家督ヲ相續セル所謂二代戸主ヲ合シテ尙ホ半數ニ足ラズ、何レモ光頭ニアラザレバ白頭、空シク住時ヲ追憶シ左右ヲ顧ミテ慚然タルノミ

死者ノ追弔會ヲ行ヘルニ故人トナリシモノ、全員ノ四分ノ一ニ及ビ寂寥ノ情無量ノ感、人生ノ秋ヲ感セシメタリ

此光景ヲ見テ痛感シタルハ、死者ニ對シ離散者ニ對シ將又不遇者ニ對シ譬へ形式的ニモセヨ、之ヲ慰安シ之ヲ表彰シ之ヲ追悼スルノ責任ナリ、而シテ殘存セル大部分ノ區有財產ヲ、歸屬スル處ニ坂屬セシムベク村ニ委譲シ、村ノ將來ニ貢獻スベキ大方策ヲ決定シ、犠牲奉公ノ快感ヲ満足セシメ、彼等屯田ノ遺老ヲシテ安ンジテ地下ニ入ラシムベク、最後ノ方針ヲ急速ニ取連ブベキ時機ニ到達シタリト信ズルニ至レリ

而シテ本年ハ恰力モ彼等屯田兵ノ移住後、三十五年ニ相當スル好個ノ記念的解決時期ナリト思料スルモノナリ

五ヶ年後ノ四十年祭十五年後ノ五十年祭マデ、生存シ得ルモノ果シテ幾人力アル、表彰委讓共ニ時機アリ即チ本年ヲ以テ、最好最適ノ時期ナリト思惟スルガ故ニ、是非共此機會ニ於テ御認可ヲ得テ、多年ノ宿題ヲ解決シテ彼等屯田兵ノ功勞ニ酬ヒ、併セテ村委讓ノ志ヲ成サシメ喜ンデ彼等ヲシテ、老後ノ餘生ヲ村治産業ニ盡サシメンコトヲ切望スルモノナリ

右

昭和六年八月五日

問題の終局

如上書類の提出に依り當局は改めて、検討を行ひたる結果翌昭和七年九月九日付を以て、認可の豫備通牒を送つて、村に委讓すべき財産に對し、事務的整理を促かし來つた、此通牒に基き夫々手續を完了して、同年九月二十一日正式に許可の指令を受け、茲に漸く永年の問題を解決し、目的の達成を見るに至つた

而して登記其他書類の作製上、村内居住者の分は容易に纏め得たるも、全道に轉居せるもの中には樺太、内地府縣、朝鮮、南米までも散在せるものあり、甚しきは居所不明等の爲め、其所在を知るに困難の者もあつたが、大の苦心と手數を費して、翌八年夏の頃漸く書類の纏りを付け得た村への委讓手續も同時に終了斯くて、昭和八年八月十八日村内居住の關係者全部を集めて、表彰と屯田區會の解散式を擧げ、思出多き屯田區有財產に別れを告ぐる事になつた

茲に於て屯田兵表彰の爲め、取得した土地の處分整理の一切は、屯田會に於て取扱ふ事となり、最善の方法と適宜の手段に依り、同年より同十一年迄の間に於て、各戸二百圓宛の表彰金配當を、完了することが出來た、そして當若干の殘務を遺して、今日に及んで居る

願れば屯田會發會以來今日迄、十二年の長年月を費した、我等も根氣強くやつたが同志も委員を信賴して、根氣よく解決を待つてくれた、之れも所謂屯田魂の一つである、堅忍不拔の賜物であつたと信じて欣快に堪へない

| 誤     |      | 正   |       |
|-------|------|-----|-------|
| 一頁六行  | 心寂しく | 十行  | 從來ノ移氏 |
| 二頁三行  | 驅へて  | 八行  | 從來ノ移民 |
| 二頁十二行 | 誦談   | 十二行 | 屯田兵の  |
| 三頁三行  | 村氏   | 六行  | 熟談    |
| 三頁七行  | 協心戰力 | 七行  | 同志等に  |
| 十三頁二行 | 感激   | 十二行 | 出征したし |
| 十五頁八行 | 懾力   |     |       |
| 十七頁八行 | 第一障  |     |       |
| 二八頁五行 | 時ル   |     |       |
| 三〇頁一行 | 供水   |     |       |
| 給水    | 時ヲ   |     |       |
| 第一彈   |      |     |       |
| 五行    | 委權   |     |       |
| 委讓    |      |     |       |

終

